

第3章 計画の概要

1 計画の位置付け

「生涯学習大阪計画」は、本市における区役所・関係部局等で実施している施策・事業に関して、生涯学習の観点からとらえ、本市の生涯学習に関連する施策全体を体系的に網羅する計画です。

一方、本市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づく計画として、「大阪市教育振興基本計画」を策定しており、これをもって、就学前から中学校卒業までの義務教育の学校園に関する教育施策と、生涯学習に関する教育施策を対象とする「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けています。

よって、「生涯学習大阪計画」は、本市の教育の「大綱」である「大阪市教育振興基本計画」における生涯学習施策と理念を共有します。

また、生涯学習の視点から関連する本市の他の計画等に掲げる施策・事業についても、本計画に位置付けており、その実施に当たっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視点から効果的に推進します。

2 計画の期間

令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間に取り組む施策を定めるものとします。